

公募公告

令和 8 年 7 月 3 日
防衛省所管国有財産部局長
東海防衛支局長 瀧本 和彦

下記のとおり公告します。

記

当支局においては、国有地の管理及び事業等に支障のない範囲で、駐車場、車両置場、物置等の設置、資材置場などの一時的な使用について、有償による利用要望者を募集します。

なお、ご要望に関しては以下の点にご留意願います。

- 1 応募される方は、本公告及び「岐阜飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の利用を希望される方へ」、「利用手続きの流れと注意点」（以下、「利用案内」という。）をお読みいただき、各条項をご承知の上、お申し込み下さい。
- 2 この物件の使用については、現状での使用を原則として、堅固な建物、構築物は設置できません。この他にも使用条件がありますので、詳しくは「利用案内」をお読みください。
- 3 応募については、「利用案内」の応募資格をすべて満たす法人又は個人に限ります。なお、応募を受ける期間は、下記の「応募の受付期間」欄に記載しております。
- 4 応募の受付けは、「国有財産使用許可要望書（様式 2）」、「誓約書（様式 3－1）」（転貸を目的とし、転貸人が決まっている場合は「誓約書（様式 3－2）」も同時に提出してください。）及び「役員名簿（様式 4）」を提出していただき、内容審査の上、使用許可申請者を決定します。但し、審査の結果により要件を満たす者が複数となった場合は抽選とします。
- 5 使用許可申請者に決定した場合は、速やかに「国有財産使用許可申請書（様式 5）」を提出して下さい。なお、使用許可は関係機関の照会及び財務省協議終了後となりますので、照会・協議の結果、使用許可できない場合もあります。
- 6 この物件の使用にあたり、本公告や「利用案内」の各条項に違背したとき、また、国でこの物件を必要とするときは、許可の取消をする場合があります。
- 7 使用料については、使用許可後、別途送付する納入告知書により一括して支払ってください。

- 8 応募の受付は、下記において行います。また、使用可能期間や使用条件等は下記に記載しておりますが、詳細については「利用案内」をご確認ください。

記

○募集物件

所在地	物件の種別、数量		備考
岐阜県各務原市那加大東町 6 1 - 1	土地	1 3 7 . 2 6 m ²	

なお、上記物件のうち一部を使用する場合は利用したい面積及び箇所を国有財産使用許可要望書に明記して下さい。

- 応募の受付期間は、令和8年7月13日（月）から令和8年7月28日（火）までの土・日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時を除く。）とし、郵送または電子メールの場合は、7月28日（火）午後5時必着とします。

なお、本募集物件に対し複数の応募があり、内容審査の結果、審査要件を満たす者が複数となった場合は、7月29日（水）東海防衛支局において抽選を行います。（詳細は該当する者に連絡します。）

- 使用可能期間は、許可日から令和13年3月31日までとします。

使用許可期間は、原則として5年以内とします。

公用・公共用として利用の必要のない場合、原則として一度に限り更新が可能です。

使用を終了する場合は、使用許可期間終了時までに原状を回復し、「国有財産返還・原状回復届（様式9）」を提出後、担当官の確認を受けてください。

- 使用料の額は、許可書発行時に確定します。

- 使用申請にあたっては、当支局の指示に従い、地元自治会及び隣接地所有者等に説明等を行ってください。

また、使用開始後は、除草や樹木の剪定など適切な管理を行ってください。

- 本公告にかかる資料の提出先（電子メール、郵送又は持参）及び物件に関する照会先

（土・日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時を除く。））

東海防衛支局施設補償管理課管理第1係

電話：052-952-8224

メール：y-shiozaki-tk@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp

所在：〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2丁目2-1

名古屋合同庁舎第1号館

(様式2)

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
東海防衛支局長 殿

要望者 住所又

は所在

氏名又

は名称

担当者

連絡先

国 有 財 産 使 用 許 可 要 望 書

「岐阜飛行場周辺地区における国有地(防衛省所管)の使用について」(令和 年 月 日)の募集について、募集要項の各条項を承知の上で、下記のとおり要望します。

記

1. 所 在 地 :

2. 区 分 ・ 数 量 : 土地 m²

3. 期 間 : 許可日 ~ 令和 年 月 日

4. 使 用 目 的 :

5. 使用計画の概要 :

6. 設 置 す る 施 設 :

7. 転貸の予定の有無 : 有 ・ 無

8. 計画図

--

(様式 3-1)

誓 約 書

口私

口当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、 当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し

くは関与しているとき

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合又は転借人からその旨の報告を受けた場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

東海防衛支局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

(様式 3-2)

(転借人用)

誓 約 書

口私

口当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、転貸を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、 当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し

くは関与しているとき

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、転貸物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 転貸物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

東海防衛支局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

(様式 4)

令和 年 月 日

[illegible]

(様式5)

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
東海防衛支局長 殿

申請者 住所
氏名 (代表者)

国 有 財 産 使 用 許 可 申 請 書

下記のとおり国有財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

(1) 口座名：岐阜飛行場周辺地区

(2) 所 在：

(3) 区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

2 使用しようとする理由

3 使用計画 (事業計画)

4 使用しようとする期間

自：令和 年 月 日から

至：令和 年 月 日まで

5 転貸しようとする財産等

(1) 区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

(2) 転借人の住所及び氏名

(3) 転借人の用途

(4) 転貸期間

自：令和 年 月 日から

至：令和 年 月 日まで

- 5 その他参考となるべき事項
担当者連絡先（納入告知書送付先）

(様式9)

令和 年 月 日

国 有 財 産 返 還 ・ 原 状 回 復 届

防衛省所管国有財産部局長
東海防衛支局長 殿

使用者
住所
代表者氏名

令和 年 月 日付け、海防管第 号により国有財産使用許可を受けました下記物件
は、令和 年 月 日をもって原状回復のうえ返還いたします。

記

1. 所 在 地 :
2. 区 分 ・ 数 量 : 土地 m²
3. 上記物件使用開始の
許可番号及び年月日 :
4. 返 還 理 由 :
5. 添 付 書 類 : 使用許可物件平面図及び位置図、原状回復前後の写真

上記立ち会いの結果、原状回復について確認しました。

令和 年 月 日

確認者

東海防衛支局 施設補償管理課

岐阜飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ

東海防衛支局 施設補償管理課

防衛省近畿中部防衛局東海防衛支局では、岐阜飛行場周辺に所在する国有地（防衛省所管）について、当該土地の行政目的を妨げない範囲で、駐車場、資材置場などの一時的な使用を有償で認めることとし利用希望者を募集しています。

具体的な要望のある方は、下記事項に留意の上、応募（利用計画の提案）をされるか、公募に参加してください。

○応募資格

- （１） 予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当する者でないこと。
（破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者）
- （２） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- （３） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号の規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- （４） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- （６） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) 応募資格の(3)から(8)については、現在及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(3)から(8)までの要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した「誓約書」を提出した者であること。
- (10) 物件を他の者に転貸しようとするときは、転借人も(1)から(9)の要件を満たすこと。

○応募方法

- (1) 下記問い合わせ先にご相談ください。
- (2) 担当者が要望の概要をお聞きした上で、土地利用計画書の様式を配布しますので、必要事項を記入して提出してください。作成、提出方法について、電子ファイルでの作成及び電子メールでの提出が可能です。

○使用許可申請者の選定について

- (1) 提出された土地利用計画書を審査し、使用許可の前提条件に適合すると認められる場合は、公募の手続きに入ります。
- (2) 公募は、東海防衛支局ホームページ上で行います。公募に参加される場合は、公募で示される諸条件への承諾を前提に、所定の要望書・誓約書及び役員名簿を提出してください。(土地利用計画書の提出者も、要望書、誓約書及び役員名簿を提出の上、公募に参加いただきます。)
- (3) 公募への参加者が土地利用計画書の提出者のみの場合、当該者を使用許可申請者に決定します。使用許可の前提条件に適合すると認められる参加者が複数となった場合は、抽選により使用許可申請者を決定します。(土地利用計画書の提出者が使用許可申請者に選定されない可能性もあります。)
- (4) 使用許可申請者に選定された場合でも、上記応募資格の要件を満たさないことが判明した場合、また、財務省との協議によって同意が得られない場合は使用許可ができないこととなります。

○使用許可期間

- (1) 使用許可期間は、原則として5年以内とします。

- (2) 使用期間満了に伴い土地等の返還を行う場合は、許可期間内に原状回復を行っていただきます。
- (3) この物件を公用・公共用として利用の必要のない場合、原則として一度に限り更新が可能です。
- (4) 更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望が有る場合は、期間満了時に土地利用計画書を提出の上、再公募により使用許可申請者を決定します。
- (5) 国で使用許可物件を必要とするときは、許可の取消しをする場合があります。

○ 使用料について

- (1) 事前に概算使用料をお伝えしますが、あくまでも要望される際のみ目安です。
- (2) 実際の使用料については、使用許可申請をいただいたあと提示いたします。
- (3) 使用料については、減額措置等はありませんのでご注意ください。
- (4) 使用許可書発行後、当局が発行する納入告知書により、指定期日までに一括納入いただきます。

【使用許可についての注意事項】

以下に該当する事項がある場合は許可しません。

- ① 国の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあると判断した場合
- ② 国有財産の管理上支障が生じるおそれがあると判断した場合
 - ・ 産業廃棄物、廃棄を目的とする砂利・土砂、廃材、薬品等の保管場所として使用し、土壌汚染のおそれがある。
 - ・ 国の管理する土地への進入に支障が生じるおそれがある。
 - ・ 営利活動等によって近隣住民と争いが生じ、当局に対する苦情が起こるおそれがある。
 - ・ 振動・騒音・悪臭の著しいもの。
 - ・ 防衛施設の運用に問題が生じるおそれがある。
- ③ 国有財産の公共性、公益性に反する以下の事項があると判断した場合
 - ・ 公序良俗に反し、社会通念上不相当である。
 - ・ 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなる。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2項に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

の用に供しようとする事。

- ・ 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがある。

- ④ プレハブなど簡易なものを除き、堅固な建物、構築物等を設置する場合（原状回復が容易な利用に限る。）

その他、使用許可上の注意は、別紙「国有財産使用許可書の内容」を参照して下さい。

○ 問い合わせ先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館

防衛省 近畿中部防衛局 東海防衛支局 施設補償管理課（管理第1係）

Tel 052-952-8224

(別紙)

国有財産使用許可書の内容

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

口 座 名：岐阜飛行場周辺地区
所 在：岐阜県各務原市〇〇〇
所 在 地：岐阜県各務原市〇〇〇
区 分：土 地
数 量：〇〇〇. 〇〇㎡
使用部分：〇〇〇

(2 前記の物件について、別添のとおり転貸を承認する。)

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を〇〇〇の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。また、更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の希望がある場合は、再度公募を実施する必要があることから、使用を許可された者は部局長の指定する期日までに、書面をもって部局長に申し出なければならない。

(使用料)

第4条 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの使用料は、〇〇〇円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当支局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は特に次に掲げる措置をするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(1) 雑草の繁茂、野火の発生、種子飛散等の防止

(2) 残土、ごみ、汚物等の投棄の防止

(3) 不法占拠等の防止

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について、次に掲げる行為をしようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(1) 現状変更をしようとするとき

(2) 使用計画を変更しようとするとき

(3) 本許可書の承認後、新たに転貸しようとするとき

4 使用を許可された者は、使用を許可された物件に次に掲げる建物等を設置してはならない。

(1) 居住を目的とする建物

(2) 航空法（昭和27年法律第231号）第49条第1項に規定する建造物、植物その他の物件

(3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある建物又は工作物

5 使用を許可された者は、使用を許可された物件内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 電波に障害を与える又はそのおそれのある機械器具を搬入する行為

(2) その他防衛施設の安定的運用を阻害する又はそのおそれのある行為

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき
 - (2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (5) 使用を許可された者の役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき
 - (7) 前条に定める義務に違反した場合又は重要施設（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第2条第2項各号に掲げる施設をいう。）の施設機能を阻害する行為の用に供する明らかなおそれがあると認める場合において、同法第9条第1項に基づく内閣総理大臣の使用を許可された物件の利用者に対する勧告があったとき
- 2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。
- 3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（解除条件）

第 1 1 条 本件使用許可は、使用を許可された物件の使用者（乙に限られない。）に対し、内閣総理大臣から、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第 9 条第 2 項に基づく命令が発せられたときは、失効する。

（原状回復）

第 1 2 条 部局長が使用許可を取消したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された期間が満了するときは、使用を許可された者は、自己の負担で、使用を許可された期間の満了日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

3 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第 1 3 条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合はこの限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

3 使用を許可された者は、その責めに帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、使用期間及び期間終了後においても、自己の負担で、その賠償を行わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第 1 4 条 使用許可の取消しが行われたとき又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

（実地調査等）

第 1 5 条 部局長は、使用を許可した物件について、随時に実地調査し、又は

所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第 16 条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

別 添

転貸を承認する財産

(1) 区分及び数量 :

区 分	種 目	数 量	備 考
土 地	敷 地	m ²	

(2) 転借人の住所及び氏名

(3) 転借人の用途

(4) 転貸期間

自 : 令和 年 月 日から
至 : 令和 年 月 日まで

利用手続きの流れと注意点

岐阜飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の利用を希望される方へ

東海防衛支局

岐阜飛行場周辺において、防衛省で所有している国有地については、これまで公共を目的とした使用に限って地方公共団体等へ使用許可を行ってきました。

この度、土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、一定の条件のもと、個人・企業等への使用許可を行うこととしました。

国有地の使用を希望される場合の手続きは、以下のとおりになります。

国有地利用の要望

場所、用途、使用期間等をお聞きます。なお、用途によってはお貸しできない場合があります。国有財産の使用許可であるため、使用料については国で算定された金額になり、また国の事業都合により使用許可の取り消しがあることもご承知おきください。

※**土地利用計画書（様式１）**を提出して下さい。

内 容 審 査

要望事項について、当局で事前審査を行い、使用が可能と判断した場合は、公募を行います。

公 募 公 告

物件、面積、使用可能期間の提示

要 望 書 の 提 出

- ・公募内容について、要望と合致した場合には**要望書（様式２）**、**誓約書（様式３－１）**及び**役員名簿（様式４）**（変更の都度、随時提出）を提出して下さい。（**土地利用計画書（様式１）**の提出者も同様の書類を提出の上、公募に参加して下さい。）
- ・**転貸する場合**、転借人にかかる**誓約書（様式３－２）**及び**役員名簿（様式４）**も提出して下さい。

申 請 者 の 決 定

要望書内容について審査のうえ許可申請書の申請者を決定します。なお、複数者から要望があり、審査の結果要件を満たす者が複数となった場合は抽選となります。

国有財産使用許可申請書の提出

公募の結果をお知らせしますので、申請者となられた方は**国有財産使用許可申請書（様式５）**を提出して下さい。

警 察 へ の 照 会

暴力団又は暴力団員ではないこと、暴力団又は暴力団員と関係を有していないこと等について、必要に応じ、警察へ照会します。

財 務 省 と の 協 議

- ・使用料及び使用許可開始予定時期については、この時点で申請者へご連絡いたします。但し使用料については、開始時期によって増減があります。
- ・財務省との協議の結果、使用許可できない場合もあります。

使 用 許 可

- ・国有財産使用許可書（様式６）の発出後、別途送付する納入告知書により１年分（年度途中の場合は、日割計算）を納付していただきます。
- ・**使用許可後に使用物件の転貸を希望する場合**は、国有財産の転貸許可申請書（様式７）、**誓約書（様式３－２）**及び**役員名簿（様式４）**を提出して下さい。転借人についても、必要に応じ、警察への照会の上、国有財産の転貸許可書（様式８）を発出します。

返 還 ・ 更 新 再 公 募

- ・使用許可を終了する場合は、**国有財産原状回復・返還届（様式９）**を提出して下さい。
- ・公用や公共用として利用の必要のない場合、一度に限り更新が可能のため、期間満了の２月前までに**国有財産使用許可申請書（様式５）**を提出して下さい。
- ・更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望がある場合は、**土地利用計画書（様式１）**を提出いただき、再公募により利用者を決定します。
- ・但し、国有地の管理形態が変更となった場合、公用や公共用としての利用の必要性に関係無く、使用許可の取消を行い、更新は行いません。

土地利用計画書の提出から使用許可まで概ね３か月程度